

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施します。

平成30年8月6日

支出負担行為担当官
山口県警察会計担当官 柴山 克彦

- 1 契約担当者の官職及び氏名
支出負担行為担当官
山口県警察会計担当官 柴山 克彦
- 2 入札に付する事項
次に掲げる物品の購入
 - (1) 物品の名称
山口県警察学校庁舎等で使用する電気
 - (2) 物品の予定数量
545, 292 kWh
 - (3) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 契約期間
平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間
 - (5) 納入場所
山口県山口市仁保下郷字上高野1459 山口県警察学校庁舎
- 3 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成28・29・30年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (5) 省CO2化の要素を考慮する観点から、仕様書に記載する基準を満たす者であること。
 - (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 4 契約条項を示す場所
山口県山口市滝町1番1号 山口県警察本部警務部会計課
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
この公告の日から平成30年8月29日（水）まで（山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第16号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、山口県警察本部警務部会計課において、随時交付する。
なお、郵送等による入札説明書及び仕様書の送付を希望する者は、上記期間中に山口県警察本部会計課（電話083-933-0110）に問い合わせること。

6 入札書の記載方法、提出場所及び提出期限

(1) 記載方法

入札書に記載する金額は、仕様書に記載の予定契約電力及び予定使用電力量（平成30年10月1日から平成31年9月30日までの1年間分）に基づいて、計算書により算定した金額（以下「総価」という。）とすること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出場所

山口県山口市滝町1番1号 山口県警察本部警務部会計課

(3) 提出期限

平成30年8月31日（金）午後5時（必着）

※ 入札書を持参する場合は、平成30年9月3日（月）午後2時

7 入札を執行する場所及び日時

(1) 場所

山口県山口市滝町1番1号
山口県警察本部 4階 管理室401

(2) 日時

平成30年9月3日（月）午後2時

8 入札保証金

免除する。

9 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 記名押印のない入札

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約書の作成の要否

要する。

12 その他

(1) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を、平成30年8月29日（水）午後5時までに、山口県警察本部警務部会計課に持参又は郵送により提出すること。

ア 競争参加資格等報告書

イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けたことを証明する書類の写し

エ 仕様書に記載する「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の適合証明書

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課（電話083-933-0110）に問い合わせること。